

「みんなで作ろう 市民トーク」開催結果（地頭方地区）

1 日時等

- (1) 日 時 7月12日（水） 午後7時00分～午後8時25分
- (2) 会 場 トーク地頭方
- (3) 意見交換 市長による市政情報、地区が希望する説明、質問票
- (4) 参加人数 69人



2 地区の希望する市政内容について説明（19:45-20:00）

(1) 地頭方地区の詰所の再編とトーク地頭方の整備

平成27年度に消防団を再編したらどうかということで、地区の皆さんと消防団の皆さんに集まってもらい、最終的に平成28年3月19日に「再編の要望書」を市に提出しました。

要望内容としては、地頭方と落居の詰所を早期に統合整備してほしいということと、新庄・遠渡・豊岡の詰所を整理して、トーク地頭方に統合整備したらどうかというものです。これらの要望についての進捗状況はどうなっていますか。地頭方と落居については行政連絡会の後にお話を聞きました。1期工事・2期工事として要望をあげましたが、どういう経過で動いていくのか説明をお願いします。

【回答：杉本副市長】

平成28年に市役所内の経営会議で、ご要望の5つの詰所を2つに集約するというについて会議で決定をし、市の実施計画に掲載しました。現在はこの計画に基づき整備計画を整えているところです。

落居と地頭方の詰所の統合については、本年度に設計を行い、平成30年度に詰所を建設して平成31年度に運用を開始するという形で進めています。

遠渡・新庄・堀野新田の詰所の統合については、消防団再編計画や公共施設マネジメントの計画に基づき、3つの詰所を集約して車両3台を収容できる詰

所の整備を進める予定です。これについても平成 31 年度に詰所の用地選定を行い、設計をして、平成 32 年度に建物の建設、そして平成 33 年度に運用を開始したいということで、実施計画に位置付けしているところです。

トーク地頭方の関係については、公共施設マネジメントの計画において、まちづくりセンターという位置づけで、今後、施設の老朽化等への対応として消防・防災等の機能を持ち合わせる施設とすることとされています。詰所の集約整備については、トーク地頭方との合同整備も視野に入れつつ、今後皆さまの意見を聞きながら整備計画を策定したいと考えています。

(2) 火災時におけるサイレン吹鳴と同報無線の放送について

以前は、建物火災だけでなく枯れ草火災やその他火災もサイレンが鳴っていたと思います。静岡市消防署になっては、建物火災のみサイレンが鳴っていると記憶しています。

今年 1 月には大きな火災が 6 回起こりました。そのうち建物火災が 3 件で、その他火災が 2 件。その他火災がかなり大きな火災が起こったということで、それもこの地頭方区域内でした。定かではないですが、地元の消防団員の方も、火災後に聞いたという話もありました。メールで知らせるという話もあったようですが、メールだと自分が知らない間に通ってしまって、次の日に気づくということもあります。

関係者の方に周知していただくのは当然ですが、地域の皆さんに、これだけ火災が起きているということを知っていただいて防火対策をとっていただくことが必要ではないのか。特に家の火災は当然ですが、その他火災の枯れ草火災は、地域に出て外で火災が起こることも十分ありえます。火災に対する注意喚起を行うために、その他火災もサイレンを鳴らしていただいて、一部ではうるさいといわれるかもしれませんが、火事が起きない方がいいということは当然ですので、それを考えますとサイレンを鳴らしていただいた方がいいのではないかとということで、消防関係の方からもそういう話がありました。

【回答：杉本副市長】

火災時には、市内全域に同報無線の放送とサイレンの吹鳴をしています。そうしますと非常に回数が多くなるということもあり、現在は建物・林野・航空機等の災害については、即サイレンを鳴らして同報でお知らせしています。

車両やその他火災につきましては、延焼の心配や人的被害が出そうな状況判断の元に応援要請を出すことになっています。

また、火災発生時には災害テレフォンセンターの案内もありますので、そちらを活用していただければと思います。番号は 0180-99-5678 です。火災があった時に電話すると、どこで何の火災が起きたかが分かります。

【再質問】

同報無線を流すときに公共施設の場合は固有名で流せないか。以前、相良の保全センターが火事になったときに、同報無線では「笠名地区」としか言わなかった。すぐに地区役員が笠名地区の周辺を回ったところ、消防車が保全センターに集まっていた。普通の民家等の場合は守秘義務等があると思いますが、公共施設に限っては固有名で同報無線は流せないか。

【回答：杉本副市長】

私もあの時ちょうど近くにいましたが、同報無線を聞いた時に笠名のどこで火災か分かりませんでした。その後、問い合わせをして保全センターということが分かり、急ぎ向かいました。

個人情報等の問題はあると思いますが、公共施設の場合には施設名称を言うてもらふことは大事なので、今後、静岡市消防と消防本部にこうした要請・意見があったということで、ぜひ公共施設の場合には名称をお知らせできるように、努めていきます。

(3) 高台移転について

東海地震の危険性が指摘されてから 30～40 年経ちますが、その間遠渡区では 5～6 件のお宅が高台移転されています。

沿岸部の人たちが高台移転を希望しても、土地の取得が難しい状態が続いています。その原因は農地法の青地の線引きの問題があり、一般の人は農地の取得ができません。反面、後継者不足で耕作放棄地も増えてきています。農地法の線引きを見直し、沿岸部の人たちの高台移転が進むよう希望します。

【回答：杉本副市長】

遠渡区だけではなく、市内各地でそのような要望・意見が多数あります。青農地は、農地法律によって厳しく規制されています。農地を守るという法律ですので、特に畑総の受益地などの土地改良事業を実施している農地や、大きな集団農地は、青農地とすることになっています。青農地は守るべき農地として法律で定められているため、簡単に農地以外に活用することが難しい状況です。

このような状況の中で、市では青農地などを定めている農業振興地域整備計画の定期変更を行っております。この定期変更において、市街化が進んでいる地域の小規模な集団農地や急傾斜地などに散在している農地、幹線道路(国道、県道)や河川等により分断されている農地については、白農地への見直しを検討しています。

一般の方が農地を購入して宅地にするには、青農地は条件が厳しく難しいですが、白農地であれば法規制の条件をクリアーした場合に宅地化が可能になります。

また法律が厳しく、市の裁量で決めることができないため、行政の思い描くまちづくりに影響があることから、より柔軟な対応ができるよう国や県に機会があるごとに要望している状況です。

個々の農地で条件が変わってきますので、具体的な案件があれば農政課にご相談ください。

【再質問】

農業振興地域内の農地と決められたのはかなり昔で、現状と合わない所がたくさんあると思います。制度の見直しはすぐにできるとは思えませんし、相当強く言っていかないと変わらないと思います。そのために議員さんをお願いするのも然りですし、そういうことをやっていかないと、いつまでたっても変わりません。

これは畑総の見直しも係ってくるのではないかと思います。高台の一等農地ではないような所が農地になってしまって、どうにもならないというのが現状だと思います。要望として強くお願いします。

3 会場で出た意見・質問（20:00-20:25）

（1） 大江地区産業廃棄物業者強制執行の件

今年の9月末まで廃棄物を撤去できないと、市民の税金が撤去費として使用されるという話は本当か。市民の税金が投下される前には、賛否の市民投票を実施するのか。市民投票する場合の経費はいくらかかり、どこから捻出するのか。市内には産廃取り扱いの資格を取得している業者数は何社くらいか。違法産廃業者の市内立ち入り禁止条例や罰則金の強化等の施策はないのか。問題視する業者は、市内に何社くらいあるのか。

【回答：西原市長】

内容の分からない方もいると思いますので、少し説明します。大江の平田寺の横を登っていくと、水道タンク設置の工事をしている場所があります。その裏に冷蔵庫の保温材に使われているウレタンが沢山あります。

冷蔵庫は廃家電なので、本来は電気屋さんを持ち込まなければなりませんが、中のモーターなどは一部売れるということで、無料回収を行っている人がいます。その無料回収へ持ち込む人もいます。無料回収へ出してしまった冷蔵庫のモーターなどを取り外し、最後に残った処理できない油の塊がウレタンです。ウレタンは細かく刻んで燃やせば重油の代わりになります。

質問で産業廃棄物とありますが、実はあれは一般廃棄物です。市は絶対に産業廃棄物だと県とやりあいましたが、最終的に国の判定は一般廃棄物ということです。

なぜかといえば一般家庭から出た廃棄物だからです。各家庭から出た冷蔵庫

が不法に個々に変な所に持ち込んだ。市内にも無料で持ち込めるヤードが4件あります。そういう所に持っていったのは牧之原市民だけではありません。浜松市から静岡市まで県内全ての市民がそういったところへ捨てています。そして結果として要らないウレタン部分があそこに積まれました。したがってあれは産業廃棄物ではなくて一般廃棄物です。

環境省の廃棄物課長が言うには、一般廃棄物の処理責任者は市長だそうです。浜松市の冷蔵庫であれば、責任は浜松市長です。だからあそこにある一般廃棄物は、本当は浜松市長、磐田市長、袋井市長など全ての市長の責任です。ただ名前が書いていない。警察と一緒に捜査をする中で、冷蔵庫を辿って浜松市民と静岡市民が出したという冷蔵庫を突き止めたので、警察が逮捕しました。立件をしようとしたのですが結局、不起訴となりました。

業者に対しては、今年9月末まで「措置命令」をしています。2年前の9月に全て撤去するよう命令しています。もしこれが一般廃棄物でなくて産業廃棄物であれば、処分するのに数億円かかります。その業者はとてそんなお金がないから、あそこに積んでしまったのです。

市民の税金が使われるのは本当か、という質問です。ひとまず措置命令を延長します。延長期間が1年か2年かはこれから検討しますが、今も少しずつ処理させているので2年間延長して本人に処理させるということです。

市の税金が投下される前に賛否の市民投票については、お金をかけるわけではないのでやりません。市民投票する場合の経費は選挙をやるのと同じです。今年の市長・市議会選挙は一千万円くらいかかるそうです。

市内で産廃の取り扱いの資格を取得している業者は何社か？ 何十社もあるそうです。いわゆる土を動かしたり、廃棄物を動かしたりということですから、産廃の運搬許可を持っています。

違法産廃業者の市内立ち入り禁止条例や罰則強化などの施策はないか？ 産業廃棄物は法的にはすべて県の管轄で、市には権限がありません。市に権限があるのは一般廃棄物ですが、市内で一般廃棄物処理の許可を持っているのは相良衛生社で、他は一切いません。

問題視する業者は市内に何社あるか？ これは先ほど言った無料回収をやっている所です。皆さんは無料回収の所へ持ち込まないでください。これが一番の問題です。皆さん便利で無料だから持ち込みますが、必要な部品だけ取って、残りはどこかへ捨てるというケースがあります。

今回の冷蔵庫の問題も、テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機は、本当は家電ルートに乗せてリサイクル料を払い、電気屋さんを持って行ってもらうことがルールです。それを適当な所に頼んで持って行ってもらったことが、今回の問題に繋がってしまいました。

津波や災害の時に家を壊したら産業廃棄物ですが、台風や土砂で壊れたら一般廃棄物になります。産業廃棄物だったら事業者と業者が処理しなければいけ

ませんが、災害で家屋が壊れると市がすべて処理をしなければいけない。冷蔵庫のウレタンは幸いなことに重油の塊ですから、少しずつ燃やしていけば、保全センターで燃やせるということで、試験焼却をやっています。うまく使えば助燃剤が要らないということです。それは市がやらずに業者にやらせます。もちろん使用料は、通常業者が持ち込むのと同じ料金をとって行っています。できたら私の気持ちとしたら、浜松市や磐田市に取りに來いと言って啖呵を切りたいですが、市の税金をたくさん使ってやるようなことはありません。

(2) 牧之原市御前崎市広域施設環境保全センターについて

【回答：杉本副市長】

保全センターは毎年、傷んだところを補修しながら営業を続けています。補修費用に対する改修限界（LCC）が平成39年までということで、そこまでは補修しながら運営したほうが経費的には安いですが、それ以降になると補修費用が高くなり、新しく立て替えるほうが効率的と言われていました。

また吉田牧之原広域施設組合の「さんあーる」は平成38年には限界がくるといわれています。牧之原市と吉田町、御前崎市の2市1町が、今後はどうしていくのかということについて話し合いを行う準備を進めています。

例えば牧之原市単独で運営をしたらどれくらいの費用がかかるのか。また御前崎市と牧之原市の2市が運営をしたらどうなるのか。あるいは2市1町と一緒に運営した場合のスケールメリットはどうなるか、という試算をしています。これまでのとおり組合で運営をしていくのか。あるいは牧之原市なり、吉田町なり、御前崎市が整備をし、そこへ委託する形とするのか等々、今後2市1町の首長会議を開いて、検討していく準備をしています。今月あるいは来月から事務レベル会議を始めて、9月までには首長会議を開催し、方向性を決めていくような準備を進めています。

【再質問】

牧之原市で広域施設ゴミ処理施設精密機能検査というのを平成25年2月に実施していました。建設費用が90t、ストッカーが90tの場合で検証をしたと書いてありますが、この金額について新設の場合は70億円。まだ提案でどうなるかわかりませんが、用地は旧相良町や旧榛原町など、市として見極めていきますか。

【回答：杉本副市長】

再編計画については、建設場所まで詰めていません。枠組みや規模をどうするかによって、位置も場所も変わってきます。まず枠組みが2市1町でいくのか、1市1町でいくのかによって場所も決まってきます。まずはその方針を

決めてから、個別の計画に入っていくようになります。

【再質問】

白井地区でバイオ発電があります。市としては焼却炉を発電に切り替えるというコストを見直し案として計画に入れていますか。

【回答：杉本副市長】

私が聞いているのは、発電の方法もあるが発電機能を加えると、かえって割高になるというようなことも言われています。そういったことも踏まえて、どちらでいくのかということを試算して、今後詰めていきたいと思います。

(3) 御前崎の白羽・地頭方地区防災連絡会議について

①平成 26 年 6 月 23 日(御前崎中学校)、②平成 26 年 10 月 30 日(文化会館)、③平成 27 年 11 月 30 日(御前崎中学校)で連絡会議を開催したが、それ以降は実施されていない。継続して行う必要があると思うが、市の対応は。

【回答：鈴木防災監】

防災連絡会議の事務局は御前崎市にあります。御前崎中学校を災害時の避難地や避難場所として統制をとらなければならないので、運営方法などを双方から役員を出して事前に検討するというで話し合いが進められたそうです。それが突然、開催されなくなったということだと思いますが、御前崎市から連絡が途絶えた理由も測りかねますが、これは大事なことです。

災害にあって一番大事なことは命を守ることです。その災害にあったときに、一番近くの安全を確保できる場所に避難するのは当たり前のことです。そこに行政区域の差別があってはならない。それが防災の基本だと私は思います。地域の人が不安に思っていることがあれば、行政としてしっかりと意見を聞いて、住民の方が安心安全に暮せるといふものを作っておく必要があると考えます。牧之原区でも菊川市と牧之原市が一緒になっていて、どこに逃げるのかとなったときに、お互いに意見を交換しながら近くの安全なところに逃げるように進んでいますので、ぜひ御前崎市にあって同じ形でお願いしたい。

行政区域の違いで目の前にある場所に避難できないということは、もってのほか。御前崎市と確認をしながら、地域の皆さんのご意見をいただきながら、進めていきたいと思います。

【再質問】

新庄区では、いざという時の避難場所は区の公民館です。そして区の公民館がダメな時にはトーク地頭方、トーク地頭方がダメな時は御前崎中学校へ行くという意識が、ほとんどの区民の心の中にあります。御前崎中学校へすぐに行

っても避難所は開設されていないという想定で、市の方へも何度か相談をしたことがあります。しかし3日間くらいは頑張ってくれと、その後になんとかするという話を聞いたことがあります。さきほど質問に書いたとおり3年前までは、地頭方地区の各区長、御前崎地区の区長、白羽地区の区長が中学校へ集まって、避難所をどうやって運営していくかという相談をしたことは聞いています。それから2年間何もなく区長もみんな代わってしまいました。いざという時に、避難をして避難所を運営するにあたって、面識がないとスムーズにいかないと思っています。ぜひ一度くらいは、現役の区長がいる間に顔合わせをして、どうするかというのをやっておかないと、いざという時に避難所運営はできないと思います。市の方からも一回は御前崎中学校で会議をできるように言っていただきたいと思います。それでもダメなときは、私の方から向こうへ話をして集めます。

【回答：鈴木防災監】

ありがとうございます。私も全くそのとおりだと思います。さっそく御前崎市と諮りまして、一回は顔を合わせて話ができる体制を作っていきます。